

データ復旧サービス同意書

「データ復旧サービス」は、以下事項をご確認いただき、同意いただいた上でお申込みを受付しております。本サービスをお申込みの方は内容をご確認の上、データ復旧サービス依頼書のご署名欄へ署名をしてください。

【同意事項】

富士通コネクテッドテクノロジーズ株式会社（以下「弊社」といいます）は、下記事項の内容をお客様に同意いただくことを前提として、データ復旧サービス（以下「本サービス」といいます）をお引き受けいたします。必ず内容をご確認の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 本サービスは、弊社が①お客様からお預かりする復旧対象の記録媒体（スマートフォン／タブレットに搭載されるフラッシュメモリ、以下「対象メディア」といいます）に含まれる特定のデータ（以下、「データ」といいます）をファイルの形で復旧することの可否を調査するサービス、および②データをファイルの形で復旧するサービスを総称していい、本サービスには以下のサービスを含みません。

本サービスに含まない内容

- ・調査／解析 : データが不具合に至る原因等の調査／解析
- ・修理 : 対象メディアの修理作業

- (2) 弊社は、提供したサービスが前条の①または②のいずれの段階であるかにかかわらず、対象メディアに対する原状回復の責を負わないものとします。また、お客様のお手元で対象メディアが正常に動作していた場合であっても、対象メディアの返却までの間に多くの作業を経ますので、この作業の過程で発生する対象メディア、または対象メディアに記録されていたデータの瑕疵または障害について、弊社は一切責任を負わないものとします。対象メディアのうち、アクセス可能な部分に関するデータのバックアップの責任はお客様自身にあるものとします。

- (3) 対象メディア自体に物理的な不具合がある場合、スマートフォン／タブレットの解体を始めとする加工を行うことがあります。スマートフォン／タブレットを解体した場合、お客様がスマートフォン／タブレットの所有権を放棄するものとみなし、お預かりしたスマートフォン／タブレットを廃棄処分します。

- (4) 本サービスに基づき、弊社はデータを可能な限り復旧し、お客様に引渡します。ただし、弊社は対象メディアが起動可能な状態でお客様に引渡す義務および復旧したデータを対象メディアに格納してお客様に引渡す義務を負わないものとします。なお、弊社は復旧したデータと共に、実施した本サービスの内容に関する報告書をお客様に引渡すものとします。

- (5) サービス料（本サービスの対価をいい、以下、同じとします）は、対象メディアおよびデータの不具合の度合い等により、弊社が定める方法により算出されるものとし、お客様は弊社（または弊社の指定する第三者）に対して、サービス料に消費税等相当額（消費税および地方消費税に相当する金額をいい、以下、同じとします）を加算した合計額を支払うものとします。

- (6) 弊社は、お客様から、対象メディアおよびお客様が署名し、記入したデータ復旧サービス依頼書を受領した後、お客様に対してデータおよび対象メディアの不具合の状況についての報告（以下「診断報告」といいます）、およびサービス料についての見積金額の通知を行います。お客様は、診断報告を受領した日から30日以内に、弊社が本サービスを継続してよいかどうかにつき、書面または電話にて弊社に通知を行うものとします。①弊社が、お客様から、本サービスを継続しないようにとの通知を受領した場合、または②診断報告日から30日以内に、弊社がお客様から当該通知を受領しない場合、弊社は本サービスを継続しないものとし、弊社はお客様に対して、対象メディアおよび対象メディアの不具合の状況の診断に係るサービス料の金額をお客様に通知し、請求するものとします。この場合、お客様は対象メディアを受領し、かつ、当該請求を受けた際に、弊社（または弊社の指定する第三者）に対して当該サービス料に消費税相当額を加算した合計額を支払うものとします。

- (7) 前条において、お客様が弊社の通知した見積金額に同意したうえで本サービスを継続するようにとの通知を行った場合、弊社は本サービスを継続するものとし、本サービス終了時に①復旧したデータを格納した媒体、および②本サービスにおいて実施した作業内容および結果を記載した報告書（以下「作業報告書」といいます）を引渡し、③サービス料の金額をお客様に通知し、請求するものとします。この場合、お客様は当該媒体および実施報告書を受領し、かつ、当該請求を受けた際に、請求されたサービス料の金額に消費税等相当額を加算した合計額を弊社（または弊社の指定する第三者）に対して支払うものとします。なお、データの記録状態の不良等により、弊社が当該データを復旧することができなかつた場合にも、お客様は、弊社（または弊社の指定する第三者）に対して、弊社から請求されたサービス料に消費税等相当額を加算した合計額を支払うものとします。
- (8) 前条において、データ復旧完了をお知らせしているにも関わらずデータ復旧後の対象メディアをお受け取りいただけない場合、または対象メディアお預かり後にお客様が本サービスを継続しないものとし対象メディアをお引き取りいただけない場合は、弊社は、対象メディアをお預かりした日から6ヶ月間の保管期間の経過をもって、お客様が当該対象メディアの所有権を放棄されたものとみなし、対象メディアを自由に処分できるものとします。この場合、弊社はお客様に対し、当該保管に要した費用ならびに当該処分に要する費用を請求できるものとします。
- (9) 本サービスは、完全なデータ復旧を保証するものではありません。また、データに関する内容の確認および検証等はお客様が実施するものとします。お客様は対象メディア及びそのデータの所有者であり、復旧作業・復旧データに関連して発生する他者の著作権、プライバシー権その他の権利侵害についてはお客様に責任があるものとします。なお、復旧作業・復旧データが、権利侵害・法令違反にあたることが明らかな場合には、復旧作業をお断りする場合があります。
- (10) 弊社は本サービスを実施する過程において、スマートフォン／タブレットから対象メディアを取り出す作業を実施することが困難な場合、また当該作業によりスマートフォン／タブレットの筐体等を滅失および毀損するおそれがある場合等、本サービスの実施が困難であると判断した場合には、本サービスの実施を中止し、お客様に対象メディアを返却することができます。
- (11) 弊社は、スマートフォン／タブレットの輸送中および本サービスを実施する過程における滅失および毀損について、一切責任を負わないものとします。
- (12) 弊社がお客様に対して①復旧したデータを格納した媒体もしくはその他の媒体を引渡した場合、または②本サービスを中止した場合（データを復旧できない場合を含む）において、対象メディアを引渡した場合、運送業者が弊社に引渡す配達伝票控えを、お客様の弊社に対する受領証とみなします。
- (13) 対象メディア引渡し後は、速やかに復旧データの内容をご確認ください。対象メディア引渡し後10日を経過した後は、弊社は復旧過程の情報を消去しますので、復旧結果に関して一切対応できないとともに、一切の責任を負わないものとします。
- (14) 弊社またはお客様が、本同意書または弊社およびお客様の間の本サービスに関する合意（以下、総称して「本契約」といいます）に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、弊社またはお客様は、相手方に対し当該損害を賠償するものとします。ただし、本契約に関連して弊社またはお客様が相手方に負担する損害賠償責任は、本契約の下でお客様が弊社に支払うべきサービス料全額または見積金額全額のうちいずれか低い方を上限とするものとします。なお、弊社およびお客様は自己の責に帰すことができない事由から生じた損害、および自己の予見または予見可能性の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害および逸失利益については、一切の賠償責任を負わないものとします。
- (15) 本契約に関連して弊社またはお客様が被った損害が、相手方の故意または重過失に起因するものである場合には、前条の規定は適用されないものとします。
- (16) 弊社はお客様より開示を受けた秘密情報（秘密である旨明示されたものに限ります）を第三者に開示しないものとします。ただし、弊社は業務委託先に対し、秘密保持義務を課したうえで、秘密情報を開示することができるものとします。
- (17) 弊社は、対象メディアに記録された情報を、調査・復旧作業の目的でのみ複写・利用します。



(18) 弊社は、記入されたお客様の個人情報（氏名など）をお客様へのお問い合わせ、媒体ご返送時に利用するものとし、許可無く第三者への漏洩や他の目的で使用しないものとします。ただし弊社は、お客様が弊社に開示する個人情報を業務委託先に対して開示することができるものとします。なお、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）第二条にいう「個人情報」、および、媒体内の個人に係る一切の情報を総称しているものとします。お客様は弊社および業務委託先が、本サービスのために、お客様の個人情報を利用することに同意するものとします。

(19) 反社会的勢力等の排除

1. お客様は、自らが次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを確約します。

1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用するなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2. お客様は自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを確約します。

1) 詐欺、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為

2) 違法行為または不当要求行為

3) 業務を妨害する行為

4) 名誉や信用等を毀損する行為

5) 前各号に準ずる行為

3. 弊社は、お客様が前各項に違反したときは、お客様に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしに、ただちにサービスを中止することができるものとします。